

漏水調査業務委託仕様書

1 概要

漏水調査業務管路距離	363.09 k m
戸別音聴箇所数	24,636 箇所
調査箇所	別紙調査箇所図参照

2 業務時間

業務時間は、委託者の休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 業務内容

(1) 作業計画作成

本調査に先立ち、業務場所別に工区を割り、作業工程等の綿密な作業計画を作成する作業である。

(2) 現場下見調査

本調査に先立ち、調査工区の配・給水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行うものとする。また地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握し、その結果を委託者に報告すること。

(3) 戸別音聴調査

受託者は、調査工区内の全ての給水装置に関して、第一止水栓又はメータを対象に音聴棒を用いて音聴調査を実施し、かつ時間積分式漏水発見器（又は同等以上の性能、機能を有する機器）を併用してメータに伝わる振動音を計測すること。計測については日時、メータ番号、積分値および振動音を記録すること。なお不在等により調査が出来ない場合は、日時、住所等を取りまとめ報告すること。なお時間積分式漏水発見器として使用する機器は以下の要件を満たしているものとする。

(ア) 基本解析機能

漏水振動の解析は毎秒 16,000 検体以上の標本数を解析できる機能を備え、併せて個々の標本から音圧の強弱レベル別に百分率で仕分けるソフトを有し、調査の優先順位が選定できること。

(イ) 計測データの視聴化機能

抽出した漏水振動を量子化して記録する機能（録音機能）を備え、併せて振動解析状況を音圧および周波数帯域の波形の動きと再生音で視聴できるソフトを有していること。

(ウ) 通信機能

情報端末器（スマートフォン・タブレット等）との連動が可能な通信機能を備え、現場から直接測定位置（GPS補正機能付）積分値、録音データを地形図情報サーバおよび振動解析サーバに伝送することができること。

（４）弁栓音聴調査

受託者は、調査区域の口径 350 mm以下の配水管附属施設（弁栓類）において、音聴棒を用いて漏水音又は疑似音を発見する作業を実施する。なお図面と現地状況が異なる場合は委託者に報告すること。

（５）報告書作成

受託者は、以上の調査結果、分析内容を取りまとめたものを報告書として提出する。

４ 業務責任者等の配置

受託者は、業務を適正に履行するため、次の要件を満たす者を配置し、業務に従事させなければならない。

（１）調査技師（業務責任者）

漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験 7 年以上を有する技術者であること。

（２）調査助手（業務従事者）

漏水調査及び管路探知等の作業について、調査技師の指示に従って作業を行う能力を有する者。

（３）班編成

業務の実施にあたっては 1 班 2 名体制で行うものとする。

５ 業務報告

（１）業務の進捗状況を確認することを目的として、委託者が指定する書式等に基づき、配・給水管漏水調査業務日報を、原則、当該業務日の翌日（委託者が休日の場合はその翌日）の作業実施前までに提出するものとする。

（２）作業予定は、作業実施前までに委託者へ報告する。

（３）受託者は委託者が指定する書式等に基づき、すべての調査完了後に町別工区集計報告（紙・CD）を委託者に提出すること。

（４）受託者は、漏水音又は疑似音を発見した場合は、（１）に関わらず速やかに委託者へ報告すること。

（５）受託者は、泥で埋没している弁栓類の異常を確認した場合は、委託者へ報告すること。

（６）戸別音聴調査の際、鉛製給水管の使用が確認出来た場合は、漏水の有無を問わず委託者へ報告すること。

６ 提出書類

（１）受託者は、契約締結後、速やかに委託者が指定する書式に基づき、身分証明書発行願を委

託者に提出し、業務に従事する人数分の身分証明書の発行を受けなければならない。

なお、受託者は、業務期間終了時、又は受託者の責任による契約の解除があった場合は速やかに身分証明書を返却する。

(2) 受託者は、契約書および本仕様書に基づき、次の書類を委託者に提出する。

(ア) 漏水調査業務実施計画書

(イ) 下見調査結果報告書

(ウ) 配・給水管漏水調査業務日報

(エ) 町別工区調査集計報告書

(オ) 漏水調査報告書

(カ) 時間積分式漏水探知器調査計測データ (CD)

7 現場管理

受託者は、業務を安全かつ円滑に履行するにあたり、次の(1)から(7)の事項に注意して現場管理を行う。

(1) 業務に従事する者は、一般人が一目瞭然に業務受託者であることがわかる様に、制服、名札、安全ベスト、腕章等を着用する。また、身分証明書は常に携帯するものとし、第三者等から身分証明書を求められた際は、これを提示すること。

(2) 調査業務を実施する際は、安全かつ円滑に作業するために必要な人員を配置すること。

(3) 漏水調査機器等は常備するとともに、常に点検整備を行い、調査精度を保持すること。

(4) 私有地に立ち入る場合は、当該所有者にたいして業務の目的を明確に伝え、立ち入り許可を得た後に調査するものとする。調査にあたっては、住民に迷惑をかけないように留意すること。なお承諾を得られない場合は調査を中止し、その旨を委託者に報告すること。

(5) 通行車両及び歩行者の安全を確保し、適宜、危険を未然に防止するための対策を講じること。

(6) 既存の構造物を損傷しないように、適切な処置を講じること。

また既設構造物に損傷を与えないため止むを得ず一時除去する等の必要が生じた時は、委託者に報告し、所有者の承諾を受けて適切な措置を取らなければならない。なお、復元を要するものについては、すみやかに復元すること。

(7) 業務中は、常に事故防止を図るとともに作業現場周辺の状況等を十分把握すること。

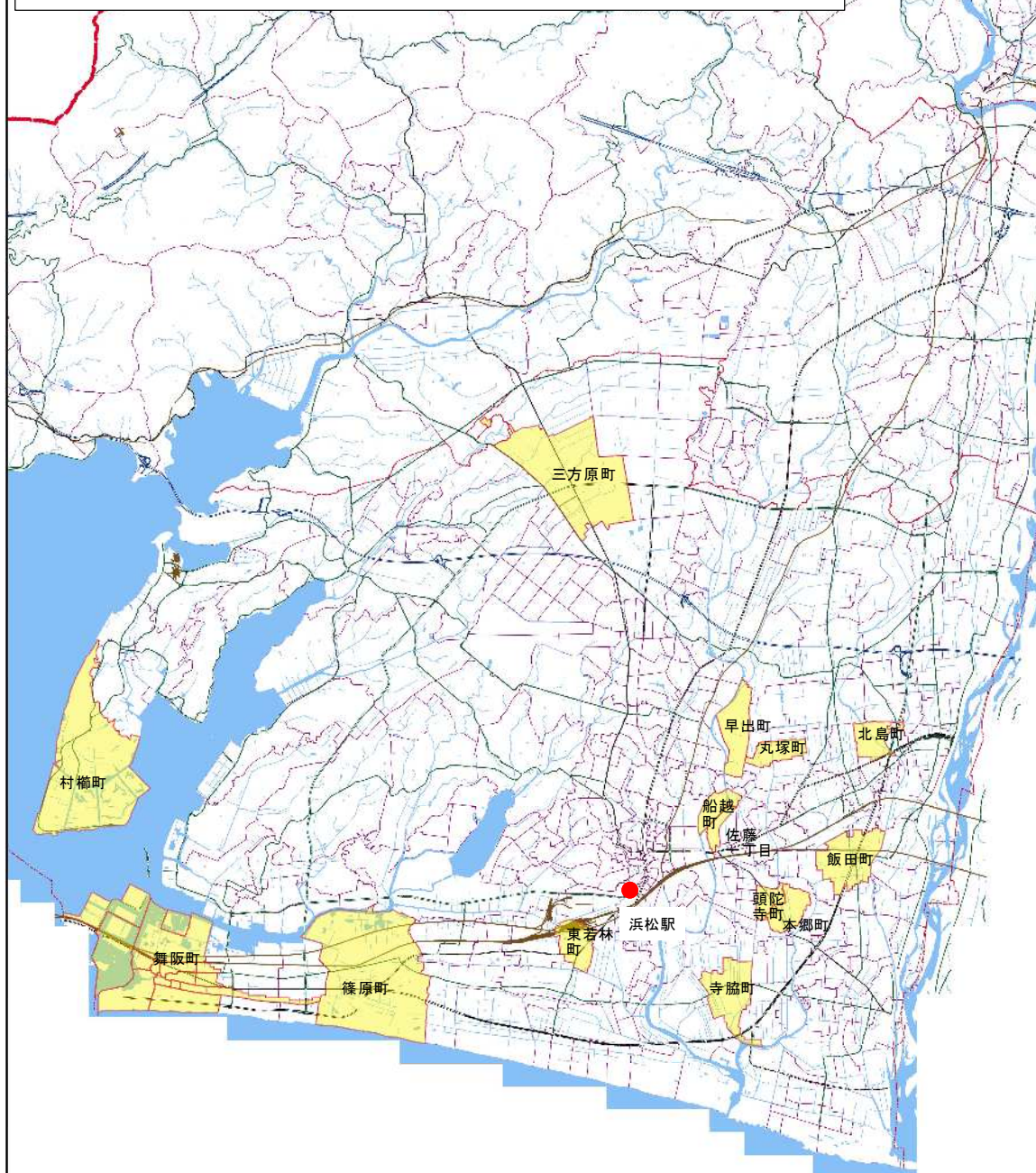
万一、事故等が発生した場合には、人命救助、二次災害の防止、関係機関への通報等、必要な処置を行ったうえで、速やかに委託者に報告すること。

別紙調査箇所図

東経137度42分7.9秒、北緯34度46分3.1秒

令和7年度 漏水調査業務（住吉） 調査箇所

浜松市中央区 舞阪町、篠原町、早出町、村楡町、飯田町
北島町、頭陀寺町、佐藤一丁目、丸塚町
寺脇町、本郷町、船越町、三方原町、東若林町



40,000分の1